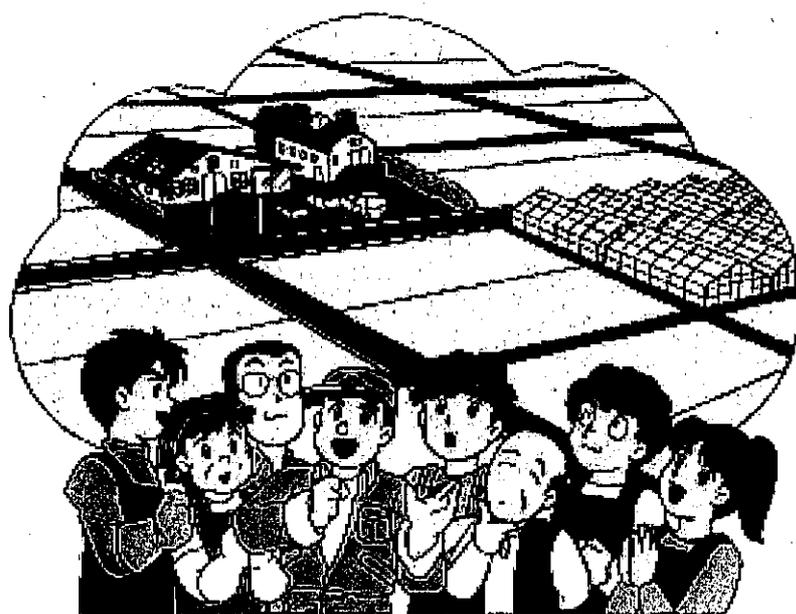


令和6年度第2回 評価委員会参考資料



令和7年3月18日（火）

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社

その他参考資料

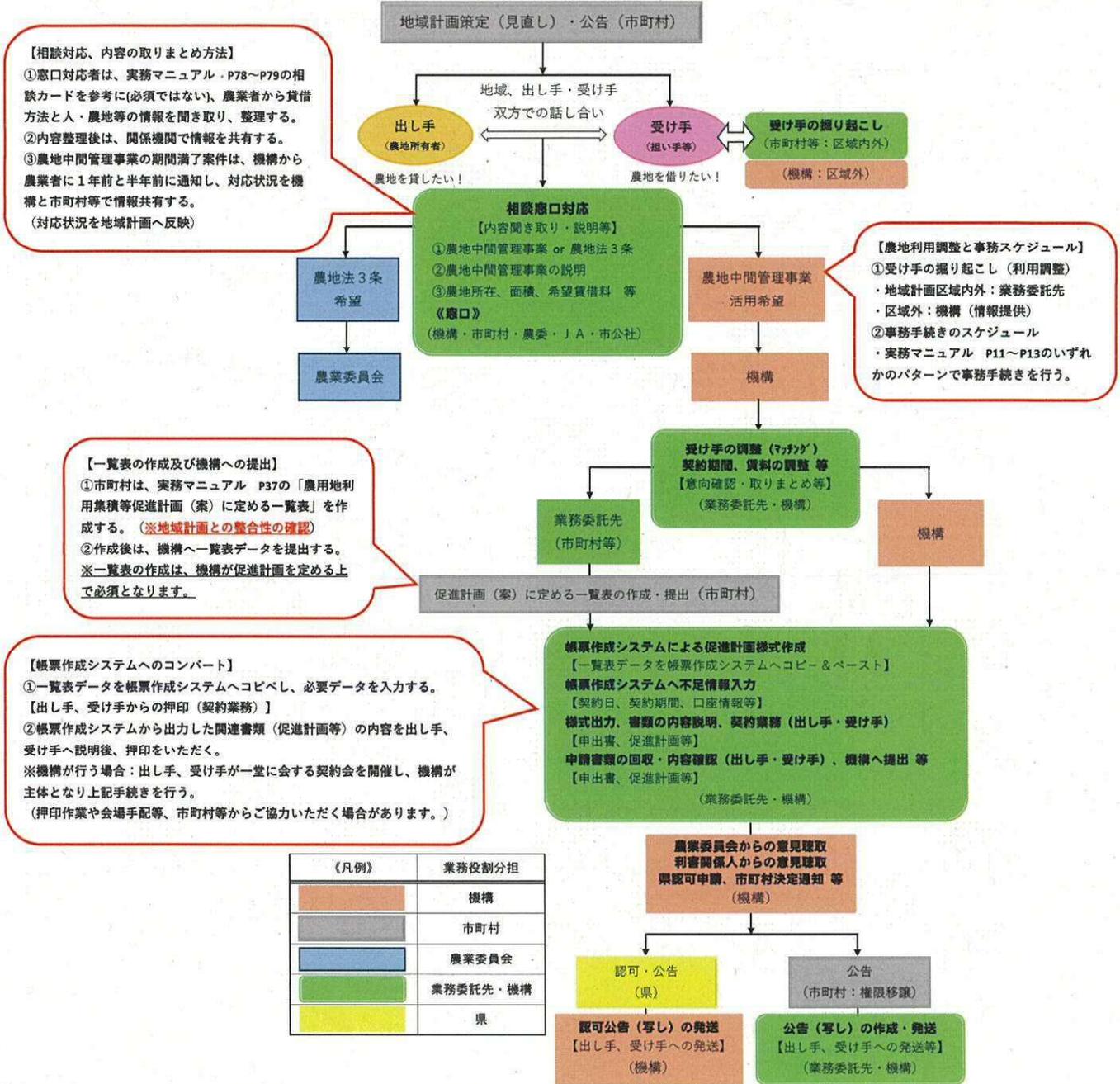
☆令和7年度農地中間管理事業の事務フロー

＜地域計画策定（見直し）・公告から促進計画の認可・公告までの流れ＞

☆遊休農地解消対策事業概要

〈地域計画策定（見直し）・公告から促進計画の認可・公告までの流れ〉

(公社) みやぎ農業振興公社



※地域計画との整合とは・・・（一覧表の作成手順）

○作業準備物

1. 相談カード【参考様式（出し手用・受け手用）】又は任意の相談メモ ※出し手、受け手の意向を十分確認したもの。
2. 地域計画「農業を担う者一覧表」
3. 登記簿又は農地基本台帳又は固定資産台帳等（市町村により対応）

○作業手順

1. 地域計画区域名の確認（0.1 h/件）
2. 人情報の確認（0.25 h/件）
 - ①相談カード等に記載されている出し手情報の確認（氏名、住所等）
 - ②相談カード等に記載されている受け手が情報の確認（氏名、住所等）
3. 農地情報の確認（0.5 h/件）
 - ①所在、地番、地目、面積に間違いがないか登記簿又は農地基本台帳等で確認（市街化区域等の確認含む）※6筆/件
4. その他情報の確認（0.15 h/件）
 - ①現在作付けされている作物名
 - ②希望賃借料
 - ③地域計画（目標地図）の位置づけ（地域計画の農業を担う者一覧に位置づけられているかの確認）
⇒位置づけられていない場合は、協議の場等地域間で調整後、今後、位置づける旨の通知文書を機構に提出する。（様式は任意）
 - ④賦課金未納の有無
 - ⑤土地付属物の有無
 - ⑥現耕作者名
5. 上記1, 2, 3, 4の内容を確認後、マニュアルP37の促進計画様式（別紙）農用地利用集積等促進計画（案）に定める一覧表に必要な情報を入力する。（1 h/件）

令和7年度農地バンク関連予算の見直し～遊休農地解消対策事業～

(1) 主な見直し事項

	現行	見直し後の交付対象農地
交付対象農地	農業振興地域内の簡易な基盤整備で解消可能な遊休農地（緑区分）	地域計画区域内の目標地図において受け手が位置付けられていない遊休農地（緑区分）
事業実施主体	農地バンク	農地バンク、市町村
中間管理権の取得	使用貸借に限る	賃借、使用貸借

※ 見直し事項については、要綱協議過程にて変更する可能性

(2) 見直し後の事業イメージ



- 一部の県からは使いにくくなったとの意見があるが、今後は地域計画の実現に向けた施策にフォーカスすることが必要。事業の流れとしては、
 - (1) 現行事業の運用においても、当該遊休農地の解消に当たっては受け手を探してから、農地バンクが農地を借り受け、当該受け手に解消作業を委託して実施されているところ。
 - (2) 見直し後に当たっても、受け手が位置付けられていない農地について、まず（遊休状態が解消されれば耕作してもいいといった）受け手を探していただき、受け手が確保された場合には農地を借り受け、受け手等に解消作業を委託し、遊休農地が解消された後に地域計画を変更し当該農地を受け手に貸し付けるといった現行事業と同じフローで事業を実施。